

「環境緑地」について(南山東部地区)

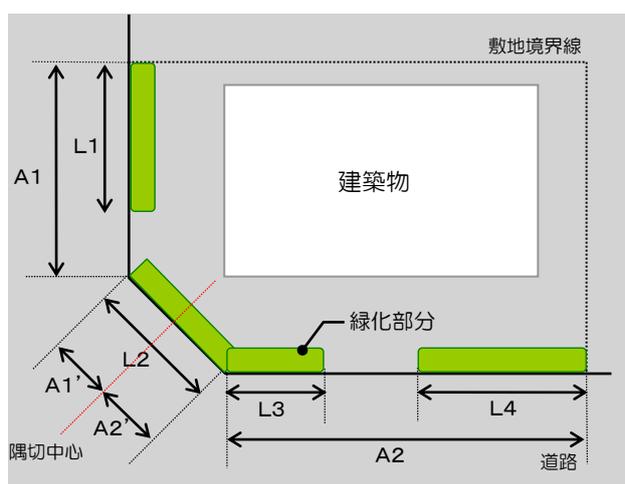
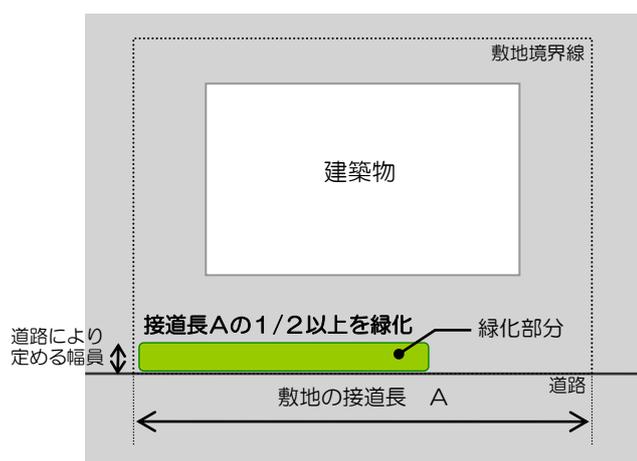
環境緑地は、個々の敷地について、道路に接する部分(接道部)を帯状に緑地として整備することで、道路沿いに連続的な緑化空間を創出するために定めています。

南山東部地区地区計画 「区域の整備・開発及び保全に関する方針」より

環境緑地は、敷地の接道長の1/2以上を緑化するものとし、道路の見通しや敷地の開放性を妨げない範囲で良好な景観となるよう植栽を行う。ただし、敷地の接道長が9m未満で、車両の出入り口が確保できない場合等やむを得ない理由があるときは、接道部に可能な限り緑化を行ったうえで接道長の1/2に満たない緑化を敷地内に行うことでこれに代えることができるものとする。

環境緑地の整備方法

- 環境緑地が定められた道路に接する敷地については、原則として接道長の1/2以上の部分を緑化施設として整備してください。
- 敷地が複数の道路に接道する場合は、下記を参考に、接道長の1/2以上の部分を緑化施設として整備するよう努めてください。



<連続して複数の道路に接道する場合>

$$\begin{aligned} \textcircled{1} & (A1 + A1') \times 1/2 \leq L1 + (L2 \times 1/2) \\ \textcircled{2} & \underbrace{(A2 + A2')}_{\text{接道長}} \times 1/2 \leq \underbrace{(L2 \times 1/2) + L3 + L4}_{\text{整備する緑地の長さ}} \end{aligned}$$



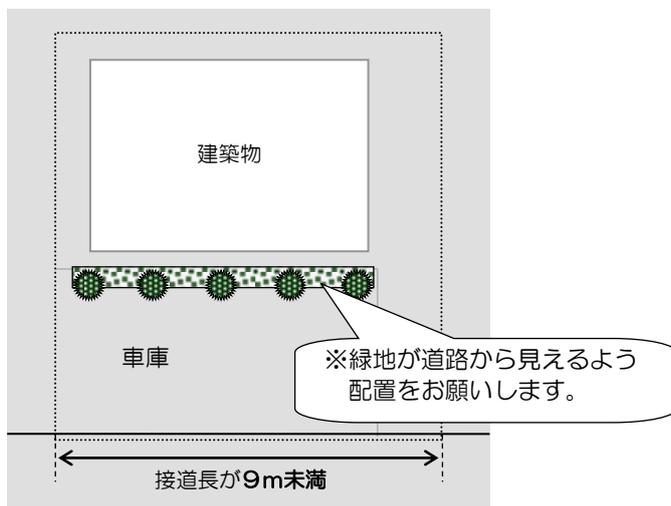
《参考イメージ》



環境緑地の留意事項

- 緑地帯には、芝生や梨の病害の原因となるイブキ類、ビャクシン類の樹木は使用できません。
- 環境緑地の幅員については、道路によって異なります。（地区計画計画図2参照）
- 接道長が9m未満で、車両等の出入口を確保するために植栽が困難な場合には、敷地内に緑地を確保してください。（図1参照）
- 土留めの擁壁・フェンス等は、環境緑地より敷地側に設けるよう努めてください。（図2参照）
 - ※ 敷地面積120㎡未満の土地で、宅地の利用に支障が生じるため、やむを得ずフェンス等を道路境界線側に設置する場合には、フェンス等の高さ（基礎部分を含む）は地盤面から1m程度までとし、緑地がフェンスを越える高さになるよう努めてください。（図3参照）
- 環境緑地以外の沿道部分についても、緑地の連続性を妨げる工作物等の設置はなるべく避けるよう努めてください。

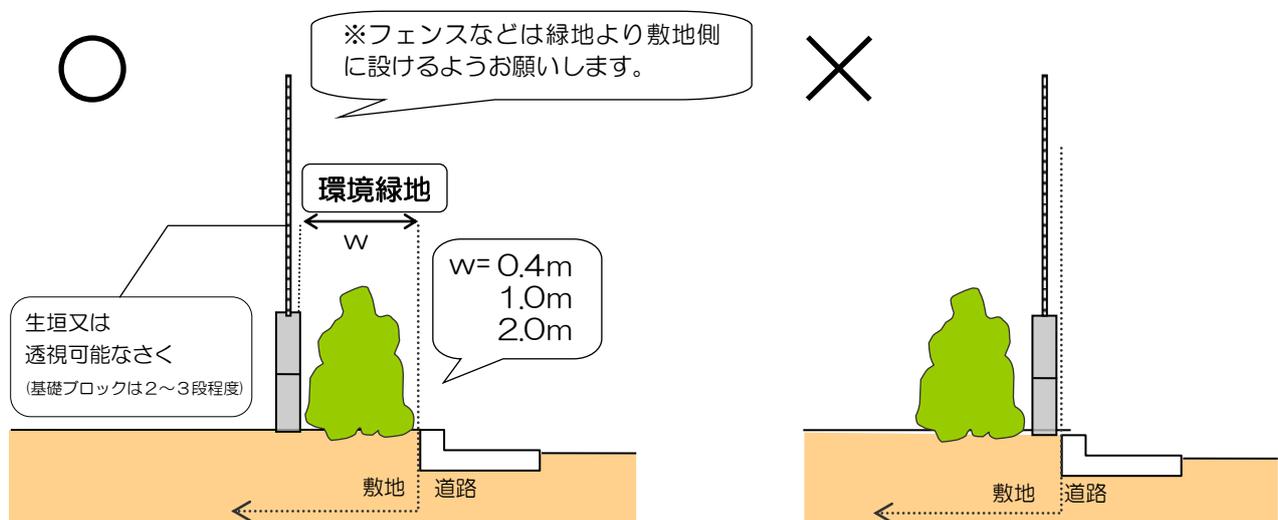
図1 《参考イメージ》



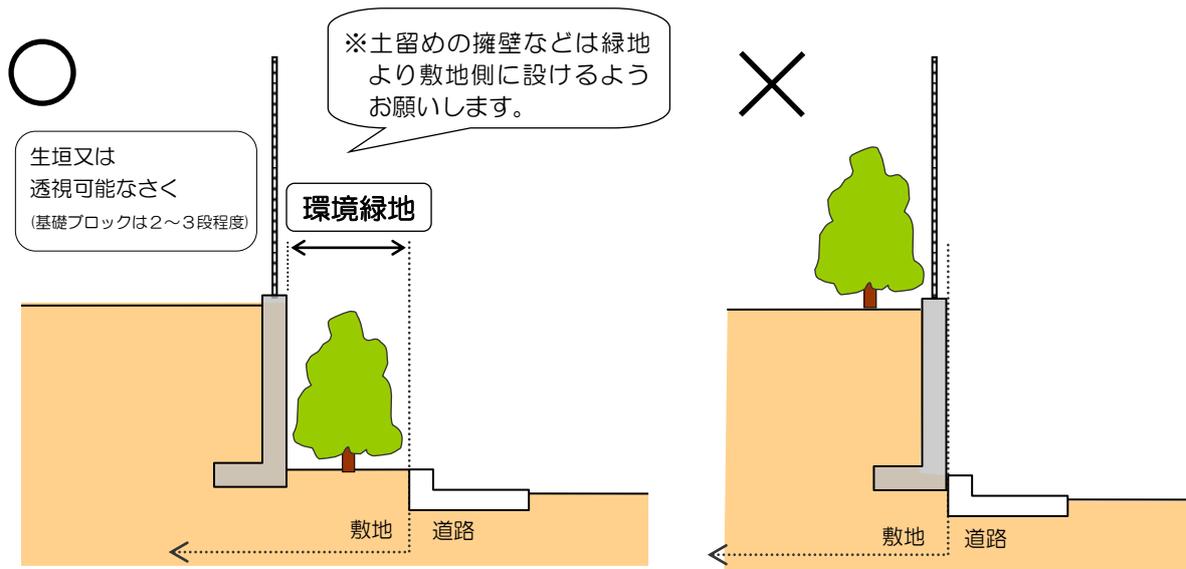
《参考イメージ》

図2 《参考イメージ》

- 道路と敷地の高低差が小さい場合



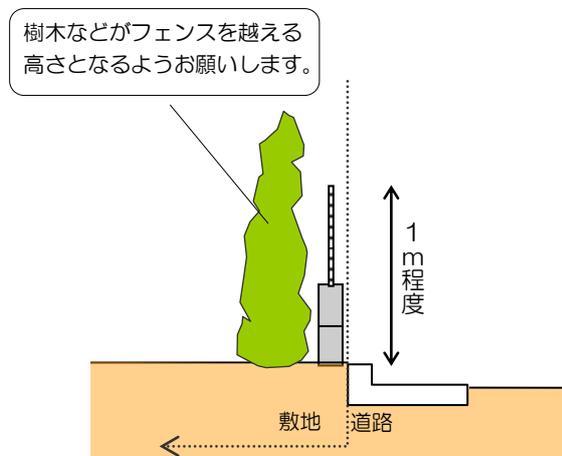
- 道路と敷地の高低差が大きい場合



《参考イメージ》

図3 《参考イメージ》

- 敷地面積が120㎡未満で、建物の配置上やむを得ない場合



《参考イメージ》

「環境緑地」整備位置図 《南山東部地区地区計画 計画図2（抜粋）》

